

【社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所】

配信登録をいただきまして、誠にありがとうございます。  
大槻事務所のメールマガジンをお送りいたします。

創刊号

がんばろう日本！☆

### 【目次】

- ▼不定期連載 所長 寺田晃のひとり言
- ▼大槻事務所だより 12月号
- ▼無料セミナー案内 2月開催予定
- ▼無料労働相談のご案内
- ◆年末年始の営業について

### ▼所長 寺田晃のひとり言

#### 考え方次第で残業が減るというお話

残業や休日勤務を減らすには、「仕事の効率を上げさせる」というのが一般的なアプローチの仕方ですが、考え方・考えさせ方次第で、効率が図れたりするものです。

#### ◆残業の最終時刻を決めて、早出を奨励する

例えば、始業時刻が午前9時、終業時刻が午後6時の会社だとします。  
このケースで、残業しても良い最終時刻を午後7時までとし、その代わりに早出残業を奨励するのです。この場合、いつも3時間（午後9時まで）残業していた人は、2時間の早出残業をしなければならなくなります。つまり、午前7時に出社しないと仕事が終わらないわけです。ただ、午前7時に出社できる人はなかなか居ないものです。その結果、午前9時から午後7時までの間（1時間の残業）で効率良く働く習慣がつくのです。デートの待ち合わせ時刻に間に合わせるように、その日の仕事を効率良くやるのと同じ理屈ですね。

#### ◆仕事はその日のうちに完結させるのではなく、少し残して帰る

例えば、その日に仕事を完結して帰ると、翌朝に何から手を付けてよいかわからずに、机に向かって「今日は、何の仕事からしようか」と考えている人をよく見掛けます。つまり、仕事を残して帰れば、翌朝は前日に残った仕事から始めることができ、リズム良く仕事に取り掛かれるわけです。つまり、スムーズにロスなく仕事に取り掛かれるので、その日の仕事も効率良く熟（こな）せるようになるのです。そのうち、前日に残す仕事は後回しでもよいような仕事になり、仕事に対する優先順位も分かってくるはずですよ。

#### ◆仕事をする1週間のサイクルを変えてみる

例えば、土曜日と日曜日が休日だとすると、仕事をする1週間のサイクルを月曜日から金曜日と考えます。つまり、金曜日が最終曜日で土曜日と日曜日の休日は、1週間のサイクルの一番最後にある日になるので、その1週間できなかつた仕事を休日である土曜日に出勤して片づけようとしてみます。ただし、このサイクルを水曜日から火曜日と考えるとどうでしょう。土曜日と日曜日の休日が1週間のサイクルの途中にあるので、金曜日の時点では「まだ来週の月曜日と火曜日があるから……大丈夫」と余裕を持つようになるのです。結果として、土・日曜日の休日出勤が少なくなると思いますがいかがでしょうか。

これで、ダラダラ残業も無くなるかも……。

以上、「ものは考えよう」というお話しでした。

所長 寺田 晃

---

#### ▼大槻事務所だより

12月号は助成金の特集です！

---

#### ▼無料セミナーのご案内

「就業規則ポイントセミナー」～メンタル社員に対応した就業規則のポイント～

メンタルヘルス不調を訴える人は年々増え、それに伴う休職者や労災請求の件数も増加傾向にあります。また、これをきっかけに企業と従業員（ご家族）の間でトラブルに発展するケースも目立つようになってきました。これらのトラブルの原因は「**就業規則の不備**」によるものが多数を占めています。メンタルヘルス問題を想定していない就業規則では、もはや今後も増加を続けるトラブルには対応できないでしょう。そこで、第2回目のセミナーでは「**メンタルヘルス問題**」に焦点をあてた就業規則ポイントセミナーを開催することにいたしました。

実際に起こった話を交えながらわかりやすくお話しさせていただきます。

【開催日】2012年2月初旬 開催予定

日時は決定次第、HPまたはメールマガジンにてお知らせいたします。

\*お申し込みは日時決定後になりますので今しばらくお待ちください。

【受講料】無料

---

#### ▼無料労働相談のご案内

1企業様につき1回、1時間を限度に無料でご相談に応じております。

時間内であれば何件でもお答えいたしますのでぜひご利用ください。

なお、相談者様が所属している会社以外の案件並びに社会保険労務士等同業者  
又はそれに準ずると判断した場合はお断りいたしますので予めご了承ください。  
まずはお問合せください！

【お問い合わせ・お申込みフォーム】

[https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form\\_otsuki/index.php?act=form\\_consultation](https://ssl58.heteml.jp/ipocket/form_otsuki/index.php?act=form_consultation)

---

◆年末年始の営業について

誠に勝手ながら、当所の年末年始の営業は下記のとおりとさせていただきます。

年内の営業 12/28 まで

年始の営業 1/5 から

---

◆ご購入の停止または配信先の変更は下記の URL にてお手続きをお願いいたします。

<http://www.otuki.org/index.php?act=mailmaga>

□■

◆編集後記

大槻事務所のメルマガが配信開始となりました。ご登録頂きました皆様誠にありがとうございます。今後は、法改正のご案内はもちろんのこと、お役立ち情報や、無料セミナー開催など大槻事務所のからのお知らせを毎月 1 回配信していきたいと考えております。ご意見・ご要望等ございましたら下記問い合わせ先までご連絡ください。

今後ともよろしく願い申し上げます。

編集・発行： 社会保険労務士法人 大槻経営労務管理事務所 加藤 悦子

問い合わせ： [info@otuki.org](mailto:info@otuki.org)

Web サイト： <http://www.otuki.org/>